

新居浜市債権管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市が保有する債権（以下「債権」という。）の適正な管理と未収債権の効果・効率的な回収を全庁的に推進し、市民負担の公平性と収入の確保を図るため、新居浜市債権管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 債権の管理及び回収に係る基本的な方針・総合調整に関すること。
- (2) 債権の管理及び回収に係る取組の進捗状況に関すること。
- (3) 債権の管理及び回収に係る組織及び体制の整備に関すること。
- (4) 債権管理計画の策定及び修正に関すること。
- (5) 債権の放棄に関すること。
- (6) その他債権の管理及び回収について必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の表に掲げる部長職の職員をもって充てる

1	企画部長	5	建設部長
2	福祉部長	6	教育委員会事務局長
3	市民環境部長	7	上下水道局長
4	経済部長		

- 6 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、前項の規定による委員以外の部長職の職員を臨時の委員として置くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係する職員の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局等)

第5条 委員会の事務局（次項において「事務局」という。）は、債権管理担当課に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 委員会における庶務に関すること。
 - (2) 債権の管理及び回収に係る企画及び総合調整に関すること。
 - (3) その他委員会の運営に関し必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。